

熊本県情報公開審査会答申の概要  
(平成21年12月21日付け答申第103号)

## 1 事案の概要

H21.1.15 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事（熊本土木事務所）（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求。

都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」）万日山トンネルに関して、歩行者及び自転車の同トンネル通過予測時間及び通過時における健康調査に関する資料（以下「文書1」）

春日池上線新設工事に関する環境調書並びに同工事に関する環境調整会議の開催年月日が分かる資料及び会議録等（以下「文書2」）

H21.1.30 実施機関 作成又は取得していないという理由から不存在による不開示決定（文書2中の環境調書を除く。）。

H21.3.13 異議申立人 不開示決定を不服として異議申立て。

H21.3.31 実施機関 熊本県情報公開審査会に諮問（諮問第144号）。

## 2 当事者の主張の趣旨

### (1) 異議申立人

不開示決定を取り消して、全面開示を求める。

万日山トンネル通行に関する健康調査を行っていないことは、県の環境行政姿勢としては考えられない。

### (2) 実施機関

万日山トンネルの規模等を考慮すると、自然換気に対応可能と考えられるため、利用者に関する健康等の調査は行っていない。

また、環境調整会議は、ルート選定時に行われるが、春日池上線のルート選定作業は、新幹線・熊本駅周辺整備事務所が行っており、環境調整会議にも同事務所が出席しているため、環境調整会議に関する資料を熊本土木事務所は保有していない。

以上のことから、文書1及び環境調書を除く文書2は作成又は取得しておらず、不存在である。

なお、当該環境調書については、新幹線・熊本駅周辺整備事務所が平成21年1月29日付で開示決定を行っているため、熊本土木事務所では、開示決定を行っていない。

## 3 審査会の判断

万日山トンネルの通行に関して、実施機関が、自然換気に対応可能と判断し、当該トンネル利用者に関する健康等の調査を行わなかったことについて不自然な点はみられない。

また、熊本土木事務所が、春日池上線に係る環境調整会議に出席していない理由についても同様に不自然な点はみられない。

よって、実施機関が、文書1及び環境調書を除く文書2について作成又は取得していないことは首肯でき、不存在による不開示決定としたことは妥当である。

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成21年 3月31日（諮問第144号） 答申日：平成21年12月21日（答申第103号） 事案名：都市計画道路春日池上線の新設に係る環境影響調査資料の 不開示決定（不存在）に関する件（熊本土木事務所分）
---

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成21年1月30日に行った、不存在を理由とする不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

1 平成21年1月15日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、熊本土木事務所が保有するものとして以下の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（1）都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」という。）万日山トンネルに関して

歩行者がこのトンネルを普通に歩行して通過できる予測時分数値

自転車による走行でのこのトンネルを普通に走行して通過できる予測時分数値

歩行者・自転車による歩行・走行によって、このトンネルを利用して健康に影響がないとする予防医学的見地からの予測調査資料

（以下、熊本土木事務所が保有するものとして開示請求が行われた（1）に記載する文書を「本件請求文書1」という。）

（2）春日池上線新設工事について

「熊本県公共事業等環境配慮システムに係る技術指針」における道路建設に係る環境調書一式

「熊本県環境調整会議運営要領」に則り、春日池上線整備計画を分析・審議した

ア 各年月日の分かる資料

イ その時の会議録等資料一式

（以下、熊本土木事務所が保有するものとして開示請求が行われた（2）に記載する文書を「本件請求文書2」という。）

2 平成21年1月30日、実施機関は、本件請求文書1及び上記1（2）を除く本件請求文書2について、いずれも作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を

行った。

- 3 平成21年3月13日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成21年3月31日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

不存在決定を取り消して、開示することを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね以下のとおりである。

- (1) 熊本県環境基本条例及び熊本県生活環境の保全等に関する条例の理念の実践責務は、地方公務員の責務であり、熊本県公共事業等環境配慮システム（以下「環境配慮システム」という。）要綱等の環境影響調書からして、当然トンネル内大気汚染濃度数値調書も「存在」するものと状況証拠により推測できるし、当然「存在する」と確認できる。
- (2) トンネル内を歩行させ、自転車で行き通す設備を新設するのに、人の健康・命に関わる環境予測・安全安心の担保が欠落しているとは、熊本県環境行政姿勢としては考えられない。知事をはじめ全職員あげて「ノーモア水俣」「ノーモア川辺川」の環境理念で取り組んでいる県政の中では考えられない。
- (3) 熊本県環境基本計画の中に、「法令等の対象とならない中小規模の県の公共事業については、平成10年度から公共事業等環境配慮システムを、平成15年度から公共事業等環境配慮チェックリストを運用しています。」とある。当然、歩行者・自転車でのトンネル内通過に対する環境影響、人体環境影響等の予測・予防医学・健康被害はないとの調査済みで、熊本県公共事業・万日山トンネル・延長約450m掘削・工事を着手していると思われるので、「不存在」であるはずがないと思われる。
- (4) 春日池上線に関して、完成時の大気予測を行い、周辺地域の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が環境保全目標以下であるとの結果を得ているとのことであり、環境基準以内だから、万日山トンネル内の環境基準値も異常なしで、歩行者・自転車走行者の健康被害、公害被害は起こり得ないとの前提に立った理論となっている。しかし、通過車種の組み合わせによって、計算公式係数が変わり、各種濃度も軽減される。

この濃度・数値の基となる通過車種別両数の提示がなければ、環境基準以内であるとした「不存在」の根拠が崩れる。人間の歩行者・自転車走行者の健康被害、公害、生命の危機等に繋がる環境行政が環境影響調査説明責任を欠落しているとは思えないので、存在させて開示すべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 本件請求文書1について

トンネルを計画するうえで、本件請求文書1に記載されているような調査を行うケースはある。しかし、換気施設の必要性の検討で換気施設が不要と判断される場合は、予測調査をしない事例がほとんどである。

春日池上線万日山トンネル工事に関しては、完成時の大気の実測・調査を行い、トンネル坑口については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が環境保全目標値以下であるとの結果を得ている。

また、トンネル内に滞留する排気ガス等の滞留濃度については、換気施設の設計に際し、予測・調査することになるが、今回は、換気施設が不要との判断から滞留濃度の予測は行っておらず、本件請求文書1は、作成又は取得していないため、不存在としたところである。

換気施設が不要と判断した理由は、換気施設を設置する目安の式で、目安の数値の半数以下になること、トンネル延長が短いこと（「道路トンネル技術基準（換気編）・同解説」によると、一方通行の場合、機械換気を行っているトンネルの延長は1,000m以上）など、トンネル全体を考慮した結果、自然換気で対応できるとの結論になったことによる。

##### 2 本件請求文書2について

本件請求文書2のうち、環境調書については、熊本土木事務所においてもその写しを取得していたが、もともと新幹線・熊本駅周辺整備事務所で当該文書を作成しており、原本による対応が望ましいと考えたため、原本を所有している新幹線・熊本駅周辺整備事務所において、平成21年1月29日付けで開示決定を行った。よって、熊本土木事務所では開示決定を行っていない。

次に、環境調整会議に係る資料についてであるが、環境調書作成及びこれに関連して開催される環境調整会議は、ルート選定時に行われることになっている。ルート選定作業は、新幹線・熊本駅周辺整備事務所が行っており、熊本土木事務所は、ルート決定後平成13年4月に一部区間（3工区）の施工を引き継いだものである。

環境調整会議には、ルート選定を所管していた新幹線・熊本駅周辺整

備事務所が出席しており、熊本土木事務所は出席していない。

従って、同事務所では、当該環境調整会議に係る文書を保有しておらず、不存在としたところである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件請求文書1及び2について

#### (1) 本件請求文書1について

本件請求文書1は、実施機関が施工している春日池上線新設工事における万日山トンネルに関して、当該トンネルを利用する歩行者及び自転車走行者がトンネル通過にどの程度時間を要するかが記載された文書並びにこれらの者が当該トンネルを利用することで健康に影響がないとする予防医学的見地からの予測調査に関する資料である。

#### (2) 本件請求文書2について

本件請求文書2は、同じく春日池上線新設工事に関して、環境配慮システムに係る技術指針に基づき実施機関が作成した環境調書及びこれを審議するに当たって開催された環境調整会議に係る資料である。

### 2 本件請求文書1に関する不存在による不開示決定妥当性について

実施機関は、第4の1に記載のとおり、春日池上線万日山トンネルに関しては、本件請求文書1に記載されているような調査は行っていないとしている。

当該調査を行っていない理由は、トンネルが延長約420mであり、機械換気を設置する目安の延長約1,000mより短い等、自然換気に対応可能と判断し、機械換気が不要とされる場合は調査をしない事例がほとんどであるというものであり、実施機関が当該調査を行わなかったことについて、何ら不自然な点はみられない。

よって、本件請求文書1を作成又は取得していないという実施機関の説明は、首肯できる。

従って、実施機関が、本件請求文書1について不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

### 3 本件請求文書2の一部に関する不存在による不開示決定妥当性について

実施機関は、本件請求文書2のうち、環境調書を除き、不存在による不開示決定を行った。その理由として、春日池上線全体の所管が新幹線・熊本駅周辺整備事務所であり、本件工事に係る環境調整会議に出席したのは

同事務所であって、当該文書を作成又は取得していない旨主張しているが、熊本土木事務所が同会議に出席していない理由については、第4の2に記載のとおりであり、何ら不自然な点はみられない。

よって、本件請求文書2のうち、環境調書以外の文書について、作成又は取得していないという実施機関の説明は、首肯することができ、不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

#### 4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	大脇	成昭
委	員	立山	淳子
委	員	田中扶慈子	

## 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 1 年 3 月 3 1 日	・ 諮問 ( 第 1 4 4 号 )
平成 2 1 年 5 月 2 2 日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成 2 1 年 6 月 2 4 日	・ 審議
平成 2 1 年 7 月 1 0 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 2 1 年 7 月 2 2 日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成 2 1 年 8 月 2 6 日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成 2 1 年 9 月 3 0 日	・ 審議
平成 2 1 年 1 1 月 4 日	・ 審議
平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日	・ 審議